

令和8年度 第2回
大口町下水道事業経営審議会

令和8年9月30日

本日の議題

1. 大口町の現行使用料
2. 他市町の事例整理
3. 財政収支の見通し
4. 平均使用料単価
5. 料金改定案

1. 大口町の現行使用料

大口町の現行使用料について

「基本使用料＋従量使用料制」

(税抜)	区分	金額
基本使用料	基本水量なし	4 1 0 円
従量使用料 1 か月、1 m ³ あたり	1 ~ 1 0 m ³	7 1 円
	1 1 ~ 5 0 m ³	9 4 円
	5 1 ~ 2 0 0 m ³	1 5 5 円
	2 0 1 ~ 5 0 0 m ³	1 8 1 円
	5 0 1 m ³ ~	2 1 8 円
累進度		3 . 0 7
使用料単価		1 4 1 . 6 6 円
一般家庭用使用料	(1 か月 2 0 m ³)	2 , 0 6 0 円
全国平均	〃	2 , 6 5 9 円
総務省指標	〃	3 , 0 0 0 円

※一般家庭用使用料とは大人2名、子供2名が1か月あたり20 m³使用量を想定

大口町の現行使用料について

○ 2か月で 40 m^3 排出した場合

基本使用料 410円×2か月 = 820円

従量使用料金 (1 ~ 20 m^3) 71円 × 20 m^3 = 1,420円

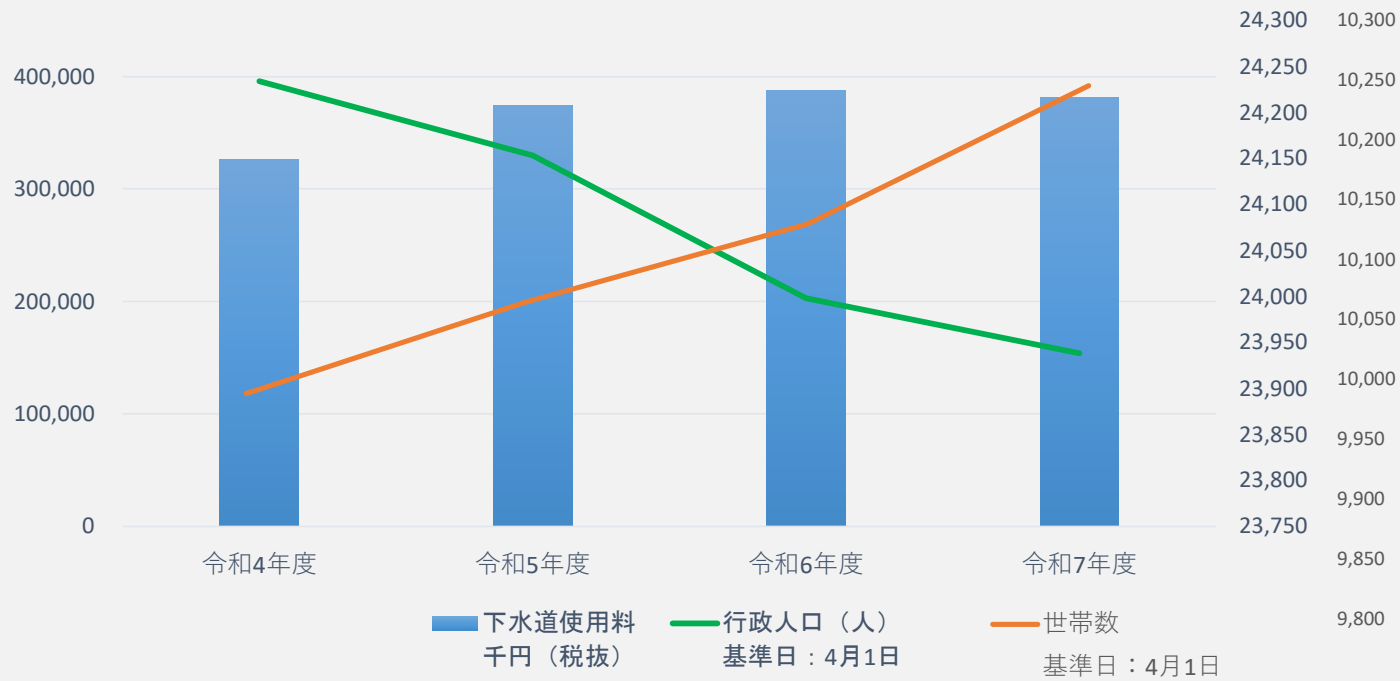
(21 ~ 40 m^3) 94円 × 20 m^3 = 1,880円

(820円 + 1,420円 + 1,880円) × 消費税10% = 4,120 × 1.1
= 4,532円

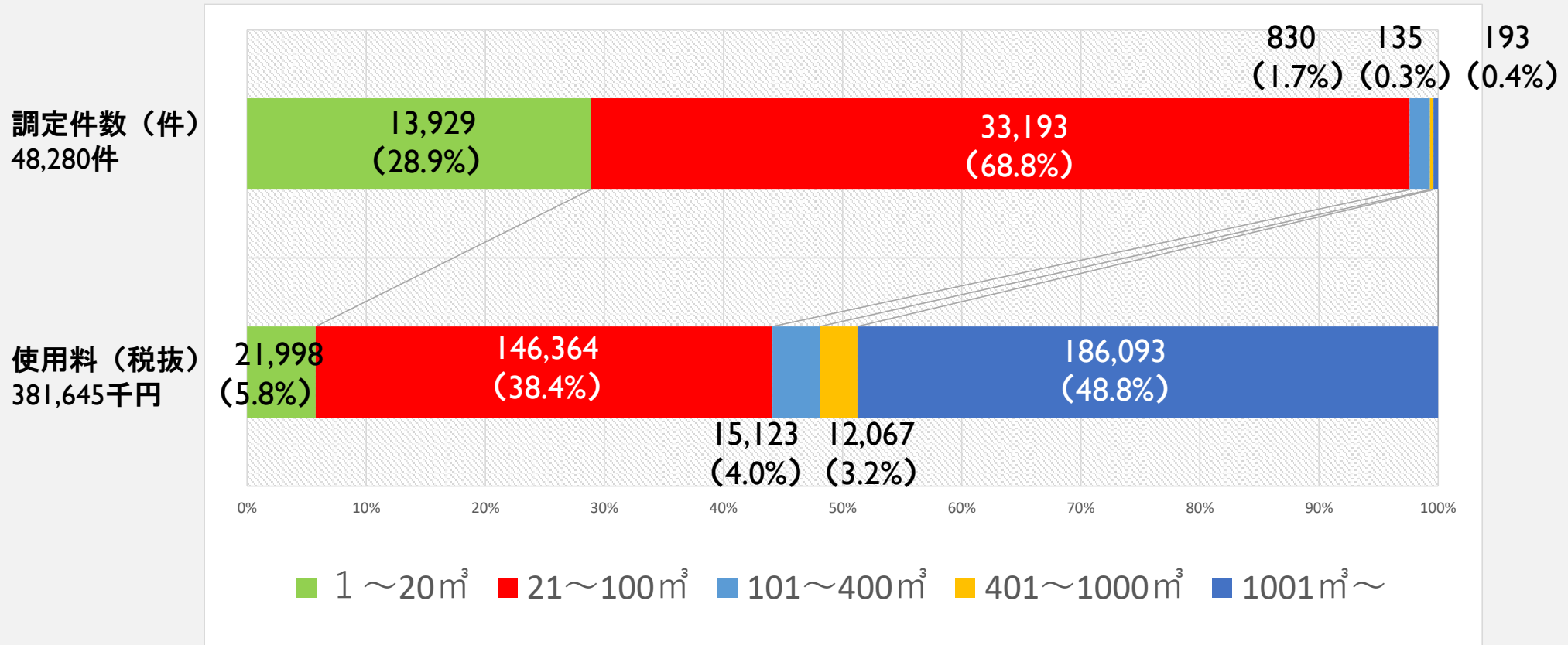
(1 か月あたり2,266円)

下水道使用料収入、行政人口、世帯数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
下水道使用料 千円（税抜）	326,367	374,485	387,311	381,646
行政人口（人） 基準日：4月1日	24,234	24,153	23,998	23,938
世帯数 基準日：4月1日	9,976	10,055	10,122	10,241



使用水量区分別の調定件数及び使用料の分布（令和7年度実績）

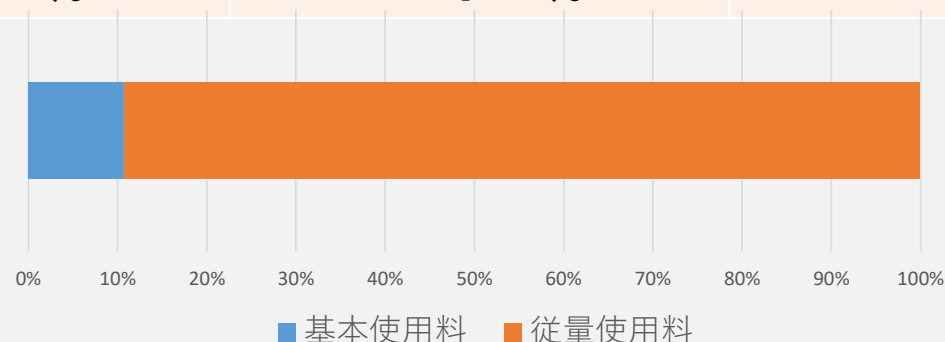


使用水量区分別の1～100m³までの調定件数が最も多く、全体の98%を占めている。
少数の大口使用者（企業等）によって使用料の56%を占めているのが特徴です。

使用料における基本使用料と従量使用料の内訳

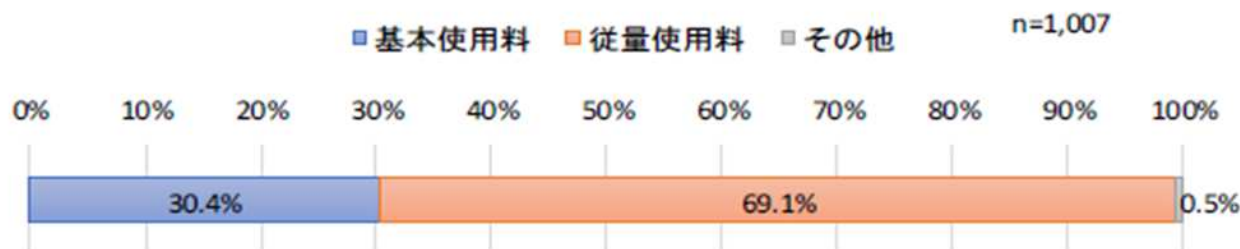
基本使用料	従量使用料	合計
40,713千円	340,933千円	381,646千円
10.7%	89.3%	100%

令和7年度決算
(税抜)



平成29年度決算における使用料収入額の内訳

全国平均



提言：将来の有収水量の減少に備えるために、基本使用料の割合を漸進的に高めていく必要がある。

出典：「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書

2. 他市町の事例整理

他市町の使用料と料金改定状況

近隣市町等の一般家庭用使用料（1 か月 20 m³）（税込）

市町名	一般家庭用使用料	経費回収率	改定日	平均改定率	備考
大口町	2, 2 6 6 円	9 1. 3 %	令和 5 年 4 月 1 日	1 1. 0 %	R7年度
一宮市	2, 5 7 9 円	7 1. 9 %	令和 6 年 1 0 月 1 日	—	R6年度
小牧市	2, 1 5 9 円	5 9. 8 %	令和 7 年 1 0 月 1 日	3 0. 2 %	R6年度
犬山市	2, 2 2 7 円	6 7. 3 %	令和 8 年 4 月 1 日	2 5. 0 %	R6年度
江南市	2, 5 6 8 円	6 2. 8 %	令和 5 年 4 月 1 日	—	R6年度
岩倉市	2, 1 3 0 円	5 6. 3 %	令和 7 年 4 月 1 日	—	R6年度
扶桑町	2, 5 0 1 円	6 6. 0 %	令和 8 年 4 月 1 日	約 2 5 %	R6年度
類型平均	2, 9 6 8 円	9 2. 7 %	—	—	R6年度
全国平均	2, 9 2 5 円	9 8. 0 %	—	1 5. 2 %	R6年度

基本使用料と従量使用料の割合

令和6年度 (税抜)										
	市町村	基本使用料	従量使用料	基本使用料金		市町村	基本使用料	従量使用料	基本使用料金	
1	愛西市	49.1%	50.9%	1500円	12	岡崎市	31.1%	68.9%	700円	
2	扶桑町	45%	55%	714円	13	名古屋市	29.2%	70.8%	690円	
3	津島市	44.9%	55.1%	1361円	14	豊橋市	28.7%	71.3%	770円	
4	稲沢市	40.6%	59.4%	1100円	15	豊明市	27.7%	72.3%	550円	
5	春日井市	40.6%	59.4%	1100円	16	犬山市	26%	74%	550円	
6	小牧市	40%	60%	933円	17	豊山町	23.8%	76.2%	600円	
7	大府市	39.8%	60.2%	800円	18	半田市	21.7%	78.3%	600円	
8	東海市	39.7%	60.3%	800円	19	碧南市	20.4%	79.6%	450円	
9	刈谷市	39.1%	60.9%	700円	20	高浜市	18.4%	81.6%	450円	
10	知立市	36.0%	64.0%	750円	21	大治町	17.1%	82.9%	1210円	
11	蟹江町	34.5%	65.5%	1100円	22	大口町	10.7%	89.3%	410円	
						全国平均	30.4%	69.6%	—	

3. 財政収支の見通し

財政収支の見通し

資料 1 財政収支の見通し 別紙A3

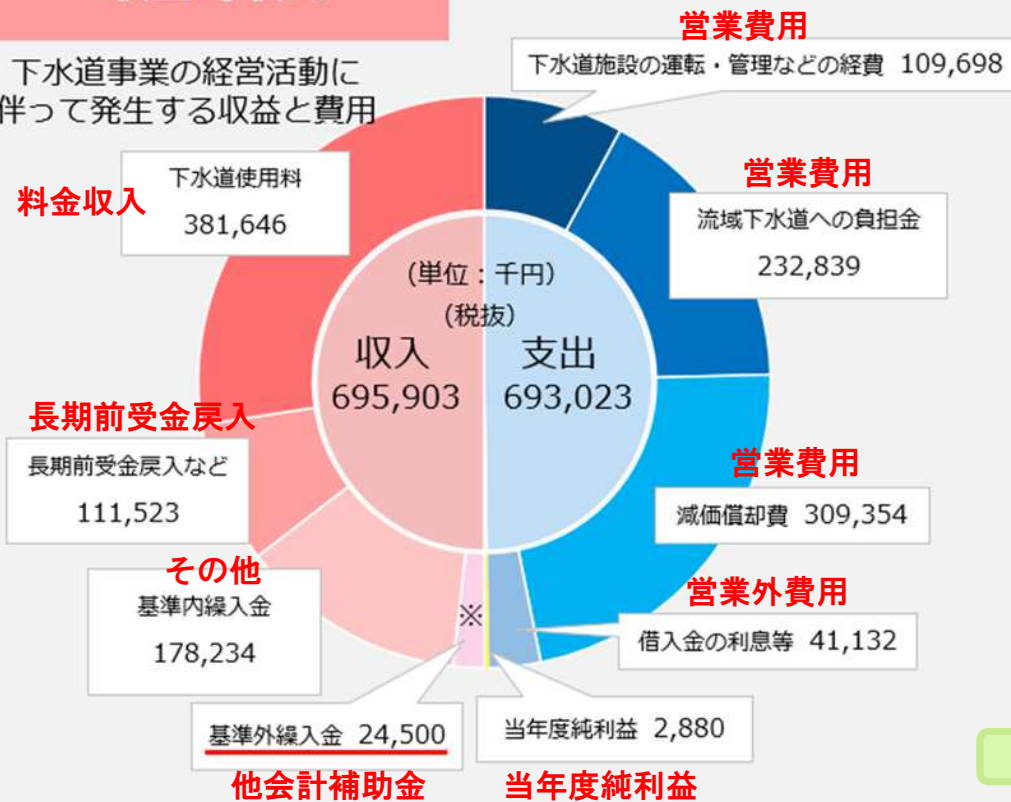
		収支計画																(税抜:単位:千円, %)	
		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度													
区 分		〔 決 算 〕		〔 決 算 〕	〔 決 算 〕		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		374,485	387,311	381,646	372,486	373,603	373,491	373,379	373,267	373,155	373,043	372,931	372,820	372,708	372,596	372,484		
	(1) 料 金 収 入		374,485	387,311	381,646	372,486	373,603	373,491	373,379	373,267	373,155	373,043	372,931	372,820	372,708	372,596	372,484		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)																		
	(3) そ の 他																		
	2. 営 業 外 収 益		289,525	320,774	314,256	349,367	328,103	326,887	303,452	325,479	320,540	335,233	369,529	347,842	353,944	360,285	375,520		
	(1) 補 助 金		71,238	82,608	38,500	30,249	45,198	19,372	7,298	7,298	7,298	7,298	19,298	7,298	7,298	7,298	7,298		
	他 会 計 補 助 金		66,638	74,408	24,500	25,489	28,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	そ の 他 補 助 金		4,600	8,200	14,000	4,760	17,198	19,372	7,298	7,298	7,298	7,298	19,298	7,298	7,298	7,298	7,298		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		95,063	95,746	96,670	102,064	96,723	97,555	98,512	99,581	100,788	102,031	103,311	104,452	105,347	106,287	106,313		
	(3) そ の 他		123,224	142,420	179,086	217,054	186,182	209,959	197,642	218,600	212,454	225,905	246,921	236,092	241,300	246,700	261,909		
収 益 的 支 出	収 入 計 (C)		664,010	708,085	695,902	721,853	701,707	700,378	676,831	698,746	693,695	708,276	742,461	720,662	726,652	732,881	748,004		
	1. 営 業 費 用		584,310	611,752	651,890	685,234	658,506	683,863	659,933	680,132	673,159	685,712	716,688	693,716	697,302	700,989	713,529		
	(1) 職 員 給 与 費		7,012	7,391	8,695	9,261	9,343	9,426	9,509	9,594	9,679	9,765	9,852	9,940	10,029	10,118	10,209		
	基 本 給 付 費		3,738	3,872	4,319	4,397	4,441	4,485	4,530	4,576	4,621	4,668	4,714	4,761	4,809	4,857	4,906		
	退 職 給 付 費																		
	そ の 他		3,274	3,519	4,376	4,864	4,902	4,940	4,979	5,018	5,058	5,098	5,138	5,179	5,220	5,261	5,303		
	(2) 経 費		284,529	303,798	333,841	350,859	332,295	353,527	323,754	338,171	325,105	331,441	356,073	328,667	330,520	330,689	338,514		
	動 力 費																		
	修 繕 費		1,417	987	830	1,028	2,000	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		
	材 料 費		34	35	35	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36		
支 出	そ の 他		283,078	302,776	332,976	349,795	330,259	350,991	321,218	335,635	322,569	328,905	353,537	326,131	327,984	328,153	335,978		
	(3) 減 価 償 却 費		292,769	300,563	309,354	325,114	316,868	320,911	326,670	332,367	338,375	344,506	350,763	355,109	356,753	360,182	364,807		
	2. 営 業 外 費 用		43,807	42,613	41,132	38,884	41,921	43,227	43,602	45,310	47,223	49,243	52,442	53,607	56,003	58,536	61,111		
	(1) 支 払 利 息		40,284	37,779	36,355	35,880	38,847	39,814	41,407	43,183	45,160	47,233	49,407	51,660	54,047	56,581	59,153		
	(2) そ の 他		3,523	4,834	4,777	3,004	3,074	3,413	2,194	2,127	2,063	2,010	3,035	1,947	1,956	1,956	1,958		
	支 出 計 (D)		628,117	654,365	693,022	724,118	700,427	727,090	703,535	725,442	720,382	734,955	769,131	747,323	753,305	759,526	774,640		
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		35,893	53,720	2,880	△ 2,265	1,279	△ 26,712	△ 26,704	△ 26,695	△ 26,687	△ 26,678	△ 26,670	△ 26,662	△ 26,653	△ 26,645	△ 26,636		
	特 別 利 益 (F)					20,129													
	特 別 損 失 (G)		5,825	29		96													
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 5,825	△ 29		20,033													
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			30,068	53,691	2,880	17,768	1,279	-26,712	-26,704	-26,695	-26,687	-26,678	-26,670	-26,662	-26,653	-26,645	-26,636		
流 入	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			30,068	53,691	2,880													
	動 資 産 (J)		87,891	170,107	254,435	229,904	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000		
	う ち 未 収 金		11,337	10,406	13,765	17,104	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000		
	流 動 負 債 (K)		267,941	244,972	299,677	225,333	210,968	205,210	195,121	186,624	182,940	179,503	175,046	171,470	162,423	159,890	165,163		
	う ち 建 設 改 良 費 分		224,736	208,175	200,368	180,251	169,668	163,910	153,821	145,324	141,640	138,203	133,746	130,170	121,123	118,590	123,863		
	う ち 一 時 借 入 金																		
	う ち 未 払 金		41,914	34,893	69,758	46,095	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000		
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																		
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)																		
	営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		374,485	387,311	381,646	372,486	373,603	373,491	373,379	373,267	373,155	373,043	372,931	372,820	372,708	372,596	372,484		
流 出	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)																		
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)																		
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																		
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)																		
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)																		

		収支計画															(税込:単位:千円)
		年 度	令和5年度 〔 決 算 〕	令和6年度 〔 決 算 〕	令和7年度 〔 決 算 〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
区 分																	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債		197,100	145,900	117,100	177,100	115,800	130,600	133,300	136,100	139,000	142,000	145,000	148,200	151,400	154,800	158,200
	うち 資 本 費 平 準 化 債																
	2. 他 会 計 出 資 金		105,258	116,204	74,301	49,904	90,125	84,834	81,955	76,911	72,662	70,820	69,101	66,873	65,085	60,561	59,295
	3. 他 会 計 補 助 金																
	4. 他 会 計 負 担 金																
	5. 他 会 計 借 入 金																
	6. 国（都道府県）補助金		15,000		1,520	16,001	52,200	78,899	70,889	72,836	74,841	76,907	79,034	81,225	83,482	85,806	88,200
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金					3,797											
	8. 工 事 負 担 金																
	9. そ の 他		29,602	24,482	11,459	5,279	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	計 (A)		346,960	286,586	204,380	252,081	258,325	294,533	286,344	286,047	286,703	289,927	293,335	296,498	300,167	301,367	305,895
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
	純 計 (A)-(B) (C)		346,960	286,586	204,380	252,081	258,325	294,533	286,344	286,047	286,703	289,927	293,335	296,498	300,167	301,367	305,895
	1. 建 設 改 良 費		308,833	240,292	187,416	243,943	196,933	284,805	270,952	277,324	283,840	290,548	297,454	304,565	311,931	319,468	327,228
	うち 職 員 給 与 費		15,175	12,662	14,216	17,421	17,565	17,711	17,859	18,008	18,158	18,310	18,463	18,618	18,775	18,933	19,092
支 出	2. 企 業 債 償 還 金		239,654	224,736	208,175	200,368	180,251	169,668	163,910	153,821	145,324	141,640	138,203	133,746	130,170	121,123	118,590
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金																
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金																
	5. そ の 他		18,105	22,852	18,788	44,989	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000
	計 (D)		566,592	487,880	414,379	489,300	421,184	498,472	478,862	475,145	473,164	476,188	479,657	482,311	486,101	484,591	489,818
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			219,632	201,294	209,999	237,219	162,859	203,940	192,518	189,099	186,461	186,261	186,322	185,813	185,934	183,223	183,923
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		178,919	179,882	162,878	161,362	139,979	183,940	172,518	169,099	166,461	166,261	166,322	165,813	165,934	163,223	163,923
	2. 建 設 改 良 費 積 立 金				30,068	53,691	2,880										
	3. 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 資 本 的 収 支 調 整 額		13,810	21,412	17,053	22,166	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	4. そ の 他		26,903														
計 (F)			219,632	201,294	209,999	237,219	162,859	203,940	192,518	189,099	186,461	186,261	186,322	185,813	185,934	183,223	183,923
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)																	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)																	
企 業 債 残 高 (H)			2,431,347	2,352,511	2,261,436	2,238,168	2,173,718	2,134,650	2,104,040	2,086,319	2,079,995	2,080,355	2,087,153	2,101,607	2,122,837	2,156,514	2,196,125
○他会計繰入金																	(単位:千円)
		年 度	令和5年度 〔 決 算 〕	令和6年度 〔 決 算 〕	令和7年度 〔 決 算 〕	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
収 益 的 収 支 分			189,382	216,333	202,734	241,172	212,806	208,583	196,266	217,224	211,078	224,529	245,545	234,716	239,924	245,324	260,533
	うち 基 準 内 繰 入 金		122,744	141,925	178,234	215,683	184,806	208,583	196,266	217,224	211,078	224,529	245,545	234,716	239,924	245,324	260,533
	うち 基 準 外 繰 入 金		66,638	74,408	24,500	25,489	28,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分			105,258	116,204	74,301	49,904	90,125	84,834	81,955	76,911	72,662	70,820	69,101	66,873	65,085	60,561	59,295
	うち 基 準 内 繰 入 金																
	うち 基 準 外 繰 入 金		105,258	116,204	74,301	49,904	90,125	84,834	81,955	76,911	72,662	70,820	69,101	66,873	65,085	60,561	59,295
合 計			294,640	332,537	277,035	291,076	302,931	293,417	278,221	294,135	283,740	295,349	314,646	301,589	305,009	305,886	319,828

令和7年度決算状況

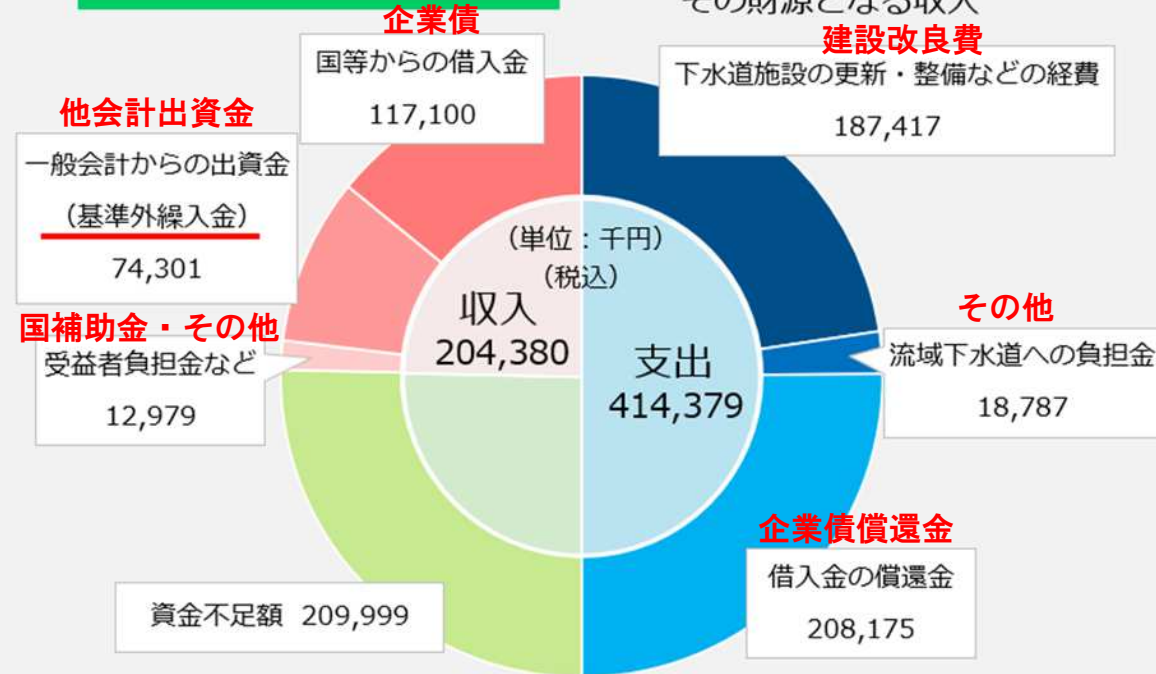
収益的収支

下水道事業の経営活動に伴って発生する収益と費用



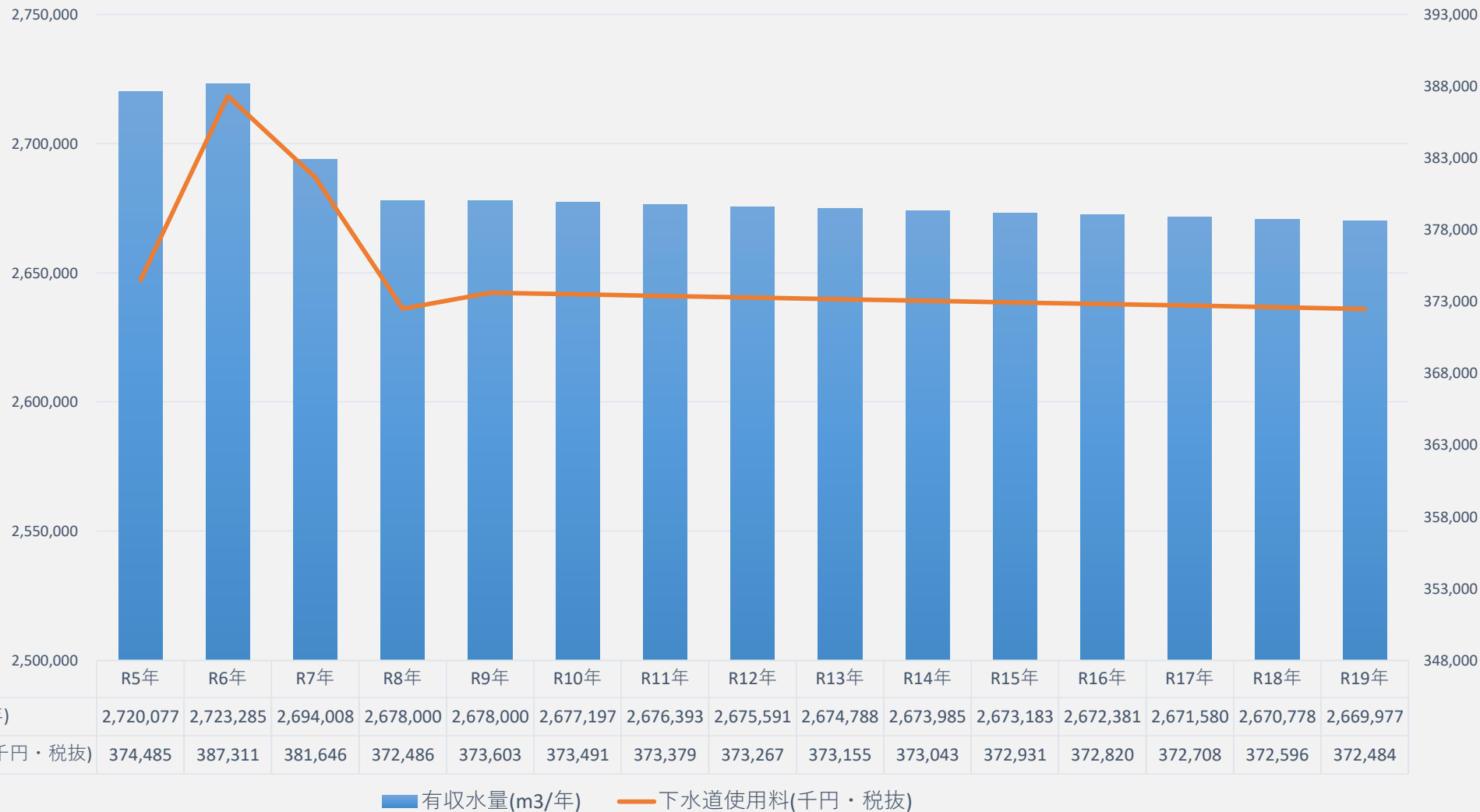
資本的収支

管路の工事や企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入

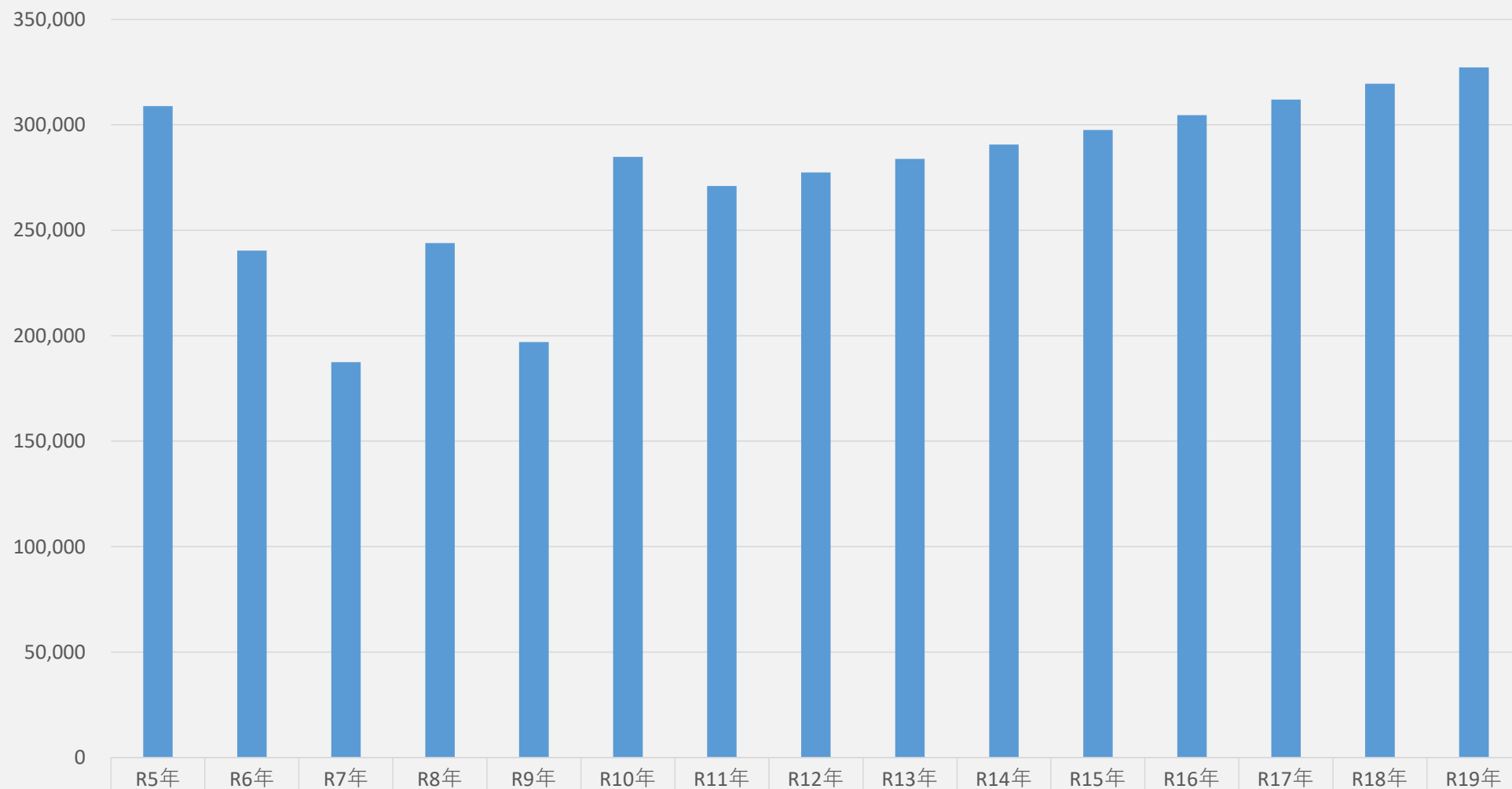


資金不足額には、減価償却等により事業内部に留保される損益勘定留保資金等を財源として補てん

有収水量と下水道使用料の見通し(令和5年～令和19年)



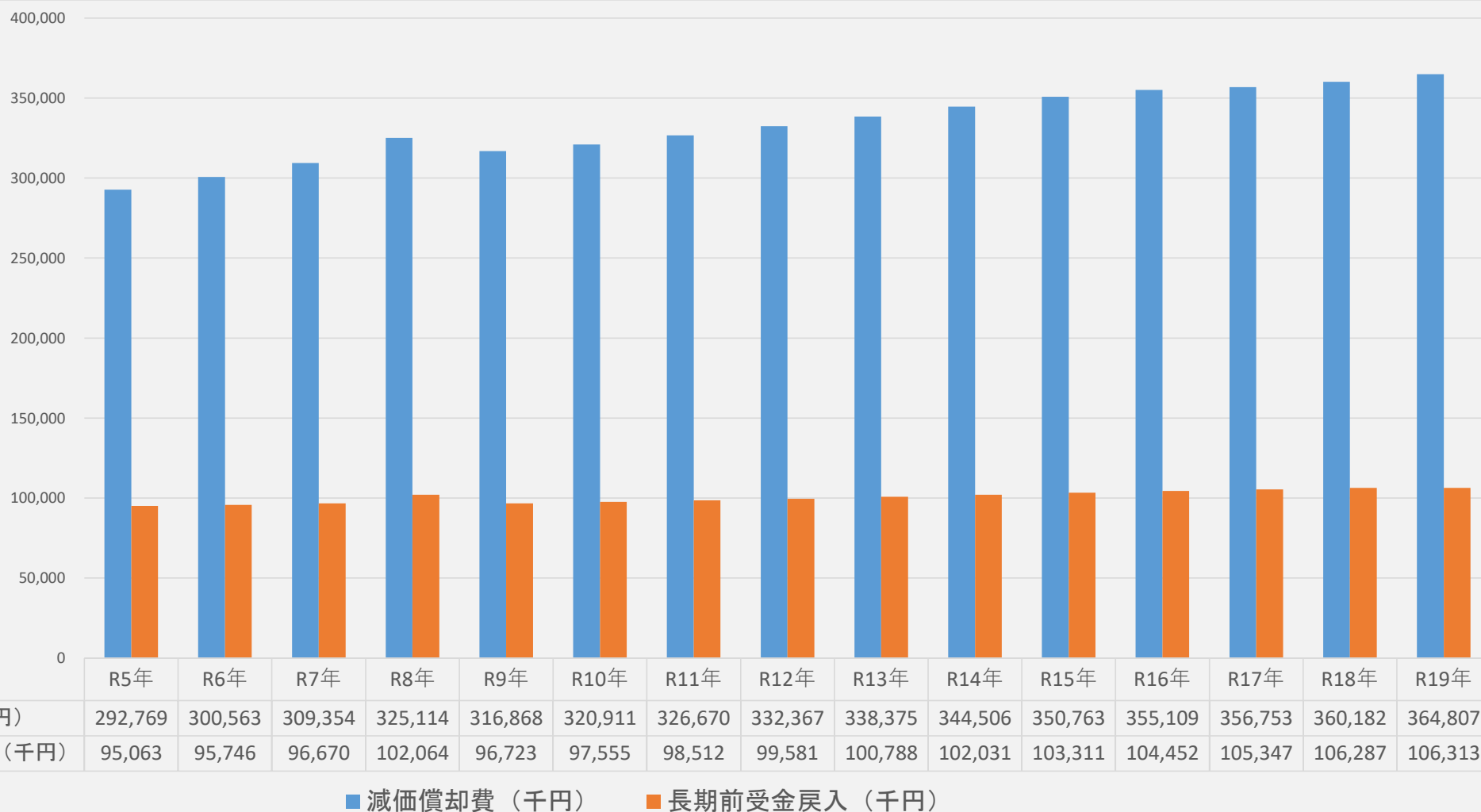
建設改良費の見通し(令和5年～令和19年)



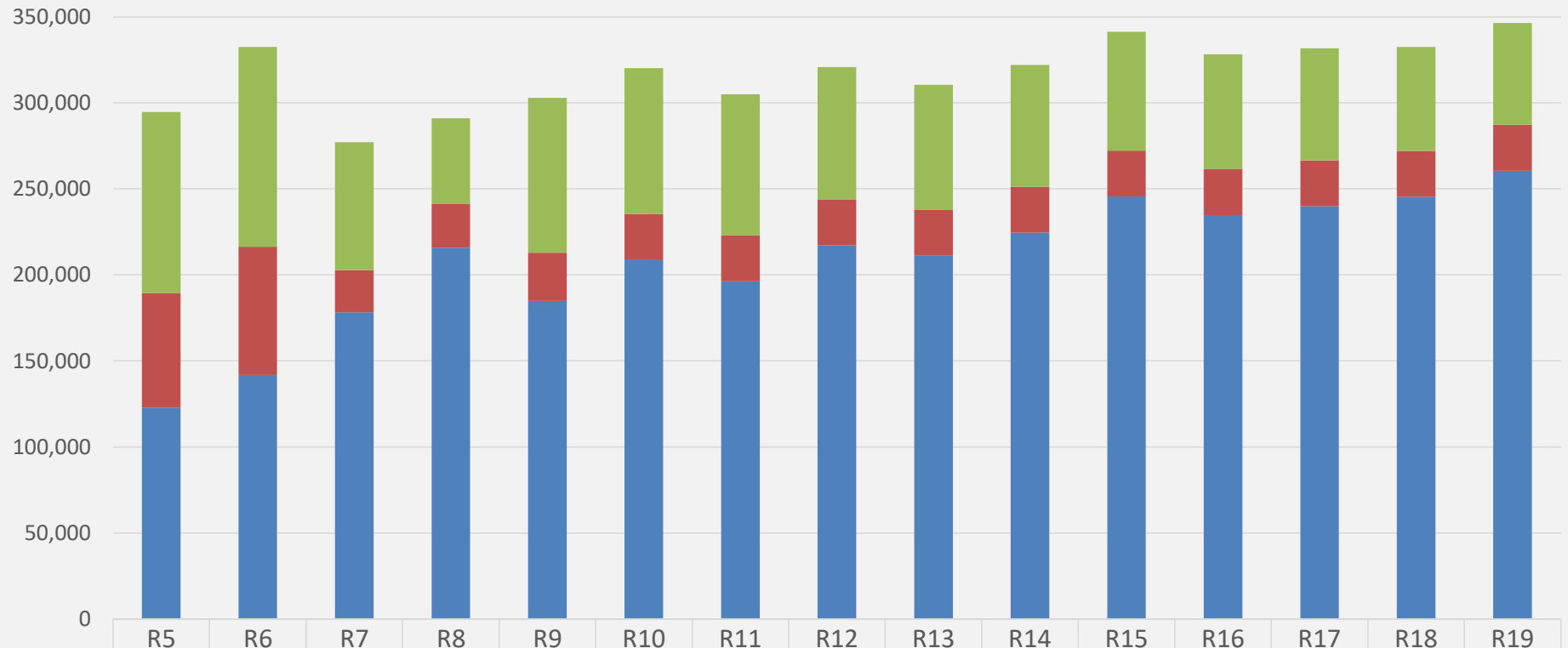
■ 建設改良費（千円）

R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年	R15年	R16年	R17年	R18年	R19年
308,833	240,292	187,416	243,943	196,933	284,805	270,952	277,324	283,840	290,548	297,454	304,565	311,931	319,468	327,228

減価償却費及び長期前受金戻入の見通し(令和5年～令和19年)



基準内、基準外繰入金の見通し



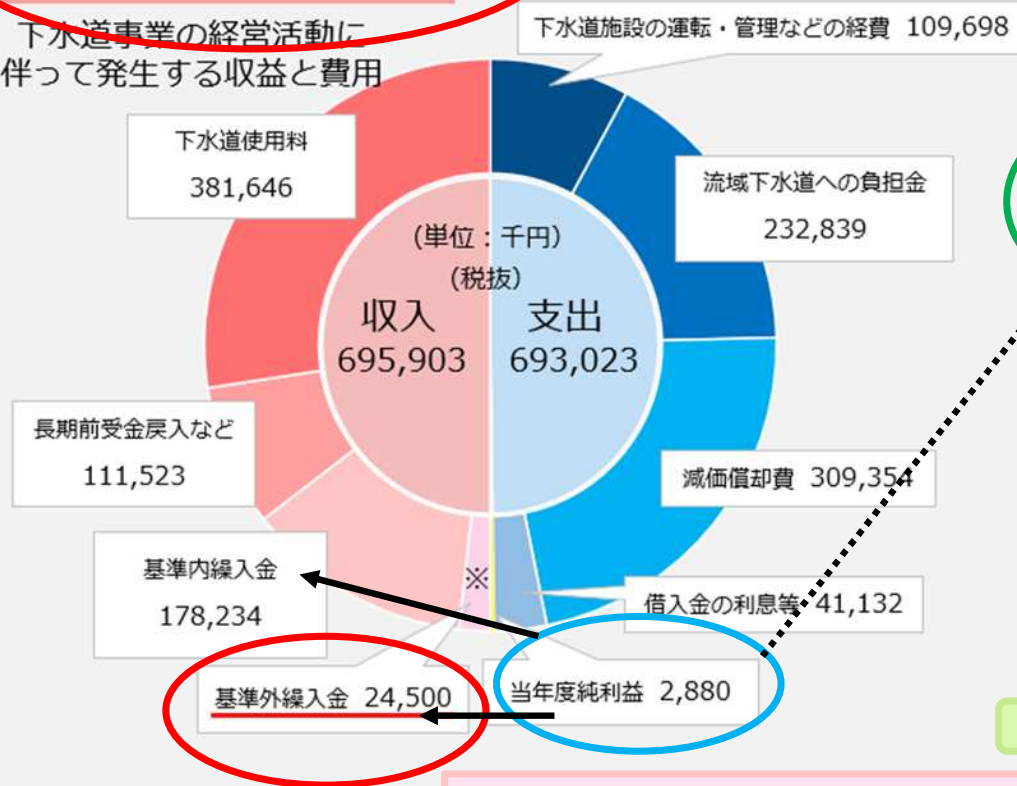
収益的収支の基準外繰入金（令和10～19年度）

26,674千円／年平均 → 0円を目標に使用料単価を検討する。

令和7年度決算状況

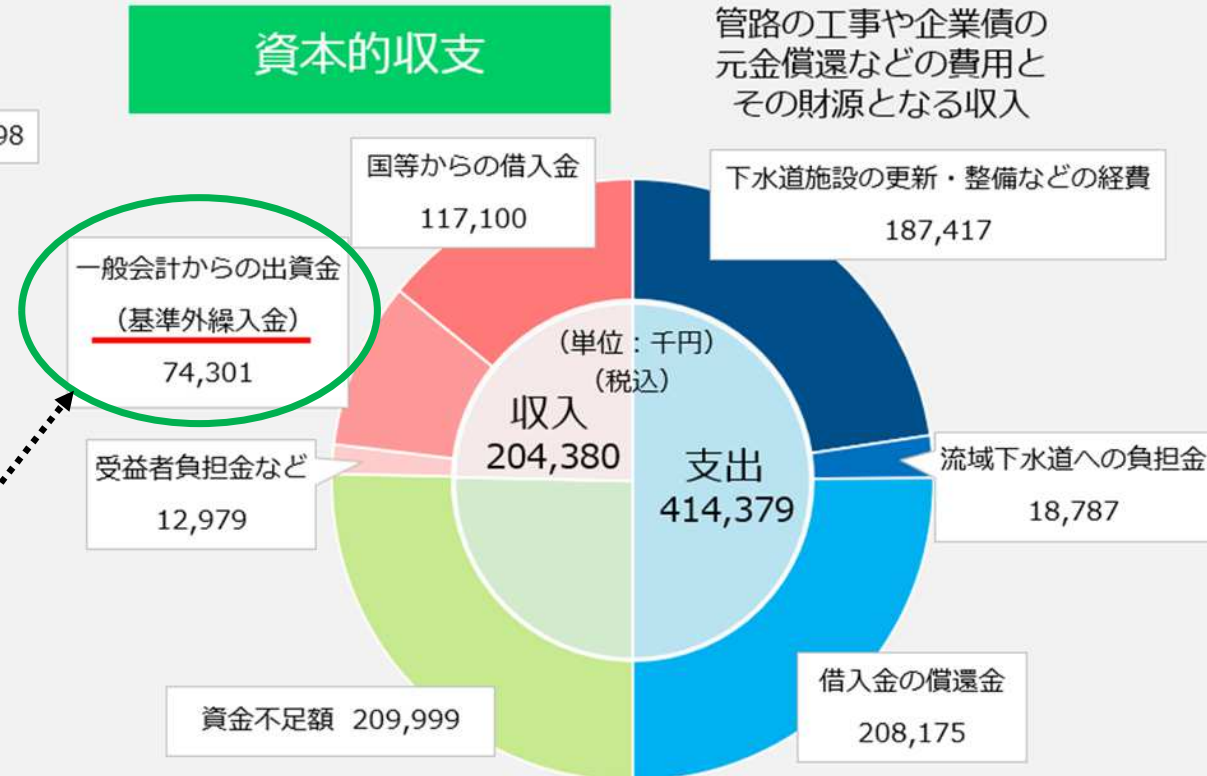
収益的収支

下水道事業の経営活動に伴って発生する収益と費用



資本的収支

管路の工事や企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入



資金不足額には、減価償却等により事業内部に留保される損益勘定留保資金等を財源として補てん

収益的収支に関する基準外繰入金を0円にする方向で料金改定を検討する。

※純利益が直接的に出資金に充当されるわけではない。

4. 平均使用料単価

令和10年度～令和14年度の使用料対象経費と有収水量

		R10	R11	R12	R13	R14	計(千円・税抜)
支出	収益的支出	727,090	703,535	725,442	720,382	734,955	3,611,404
収入	一般会計基準内繰入金	208,583	196,266	217,224	211,078	224,529	1,057,680
	補助金（国費）	19,372	7,298	7,298	7,298	7,298	48,564
	長期前受金戻入	97,555	98,512	99,581	100,788	102,031	498,467
	雑収入（利息等）	1,376	1,376	1,376	1,376	1,376	6,880
	使用料収入	373,491	373,379	373,267	373,155	373,043	1,866,335
差引	使用料対象経費	400,204	400,083	399,963	399,842	399,721	1,999,813
	不足額	26,713	26,704	26,696	26,687	26,678	133,478
	有収水量（m ³ ）	2,677,197	2,676,393	2,675,591	2,674,788	2,673,985	13,377,954

①年平均不足額：133,478千円÷5年間 = 26,696千円/年

②使用料対象経費 有収水量
1,999,813千円 ÷ 13,377,954 m³ = 必要な使用料単価
150円/ m³（税抜）

令和7年度使用料単価
141.66円

平均使用料単価

5年間の財政収支の見通しでは、使用料単価を
150円/ m³（税抜）とすれば収入の不足は解消する見込み



収益的収支の基準外繰入金無くすることが可能



使用料単価の設定を150円/ m³（税抜）を目標値とします。
（令和7年度末141.66円 改定率5.9%）



経費回収率は平均約98%となる見込みで令和7年度の91.3%から改善

$$\text{※経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}}$$

改定時期は令和10年4月からを予定

5. 料金改定案

使用料収入の増収必要額

平均使用料単価150円にするためには、使用料収入の増収が必要となり、使用料改定案を検討してまいります。

R10~R14使用料対象経費

1,999,813千円 ÷ 5年 = 399,963千円／年

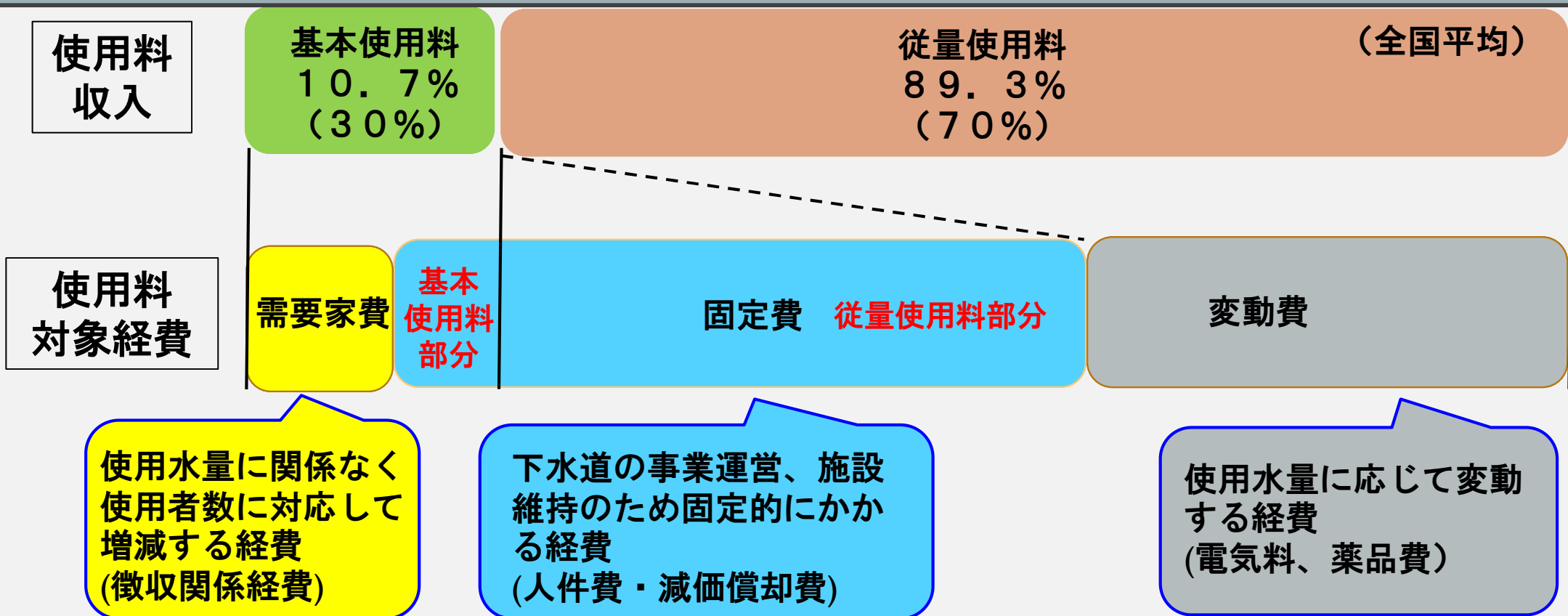
R10~R14使用料収入

1,866,335千円 ÷ 5年 = 373,267千円／年



26,696千円／年の
増収が必要

基本使用料と従量使用料の構成割合と使用料対象経費の分解



需要家費と固定費は基本使用料で賦課するのが適当であるが、下水道の特性として固定費の割合が極めて大きいことからその一部を基本使用料とするのが妥当とされている。

(下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版 一部抜粋)

提言：将来の有収水量の減少に備えるために、基本使用料の割合を漸進的に高めていく必要がある。

令和10～14年度の料金改定での使用料の構成 プランA

使用料収入
373,267千円
不足額
26,696千円

使用料
対象経費
399,963千円

改定案
399,963千円

基本使用料
39,940千円
10.7%

従量使用料
333,327千円
89.3%

不足額
26,696千円

基本使用料部分
16.2%

従量使用料部分
83.8%

需要家費
49,582千円
17,054千円

固定費
256,504千円
306,086千円

変動費
76,823千円

4.3%

76.5%

19.2%

基本使用料
66,636千円
16.7%

従量使用料
333,327千円
83.3%

26,696千円 (100%) 不足額 26,696千円 (0%) 0円 (0%)

基本使用料の料金改定案

基本使用料 66,636千円を調定件数50,200件で
割り戻すと 1,328円／件となる。



調定は2か月あたりであるため、1か月あたりに換算すると

基本使用料は $1,328 \div 2 = 664$ 円 となる。

平均的な一般家庭における下水道料金例

2か月で 40m^3 排出した場合

基本使用料 $664\text{円} \times 2\text{か月} = 1,328\text{円}$

$(410\text{円} \times 2\text{か月} 820\text{円})$

従量使用料金 ($1 \sim 20\text{ m}^3$) $71\text{円} \times 20\text{ m}^3 = 1,420\text{円}$

($21 \sim 40\text{ m}^3$) $94\text{円} \times 20\text{ m}^3 = 1,880\text{円}$

$(1,328\text{円} + 1,420\text{円} + 1,880\text{円}) \times \text{消費税} 10\% = 4,628 \times 1.1$

$= 5,090\text{円} \text{ (2,545円/月)}$

$4,532\text{円} \text{ (2,266円/月)}$

1 か月あたり 279円増 (税込)

※平均的な一般家庭とは大人2名子供2名の4名の1か月あたり 20 m^3 使用量を想定

料金改定案 プランA基本使用料

○下水道使用料体系

「基本使用料＋従量使用料制」

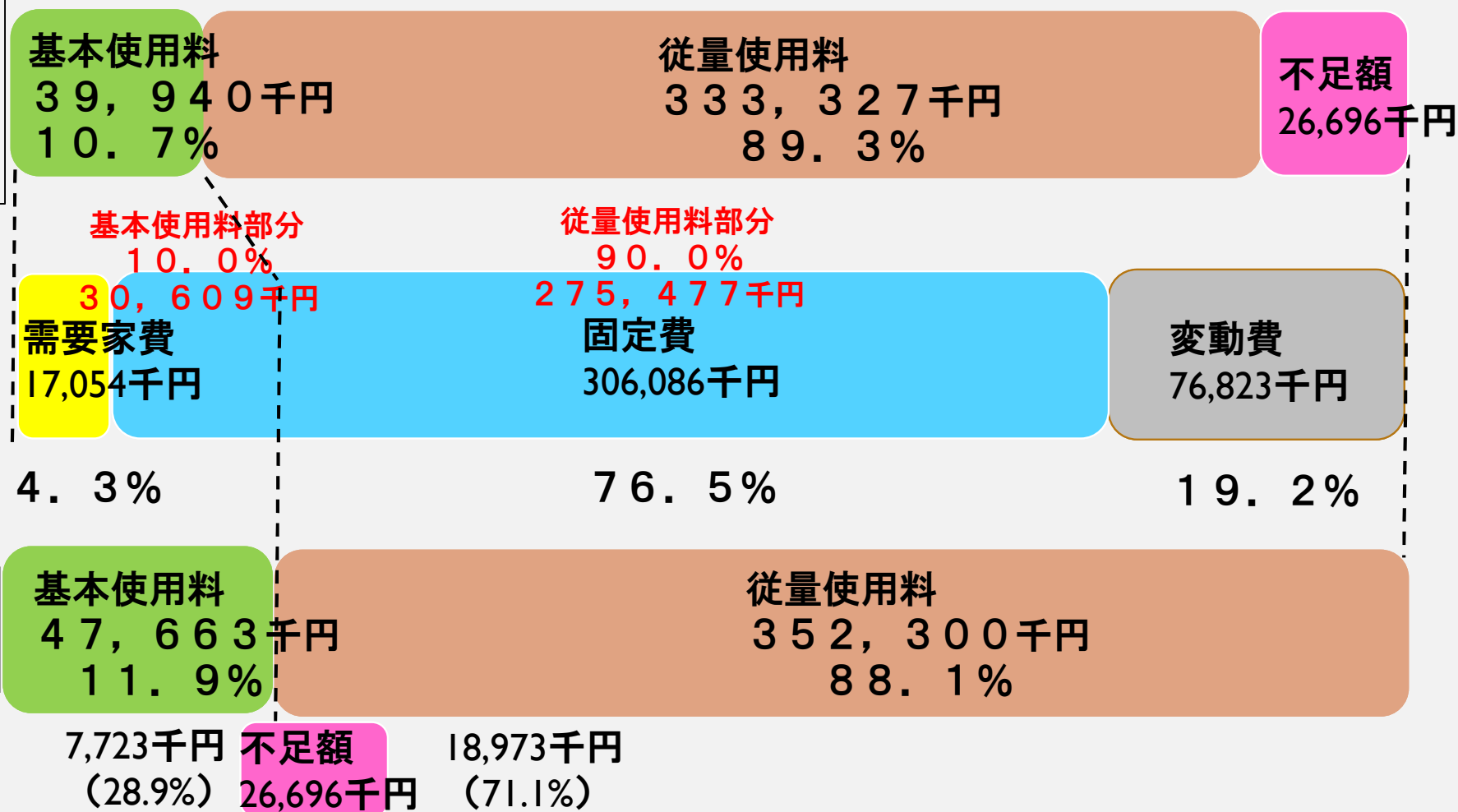
(税抜)	区分	現行単価	改定案	差額
基本使用料	基本水量なし	4 1 0 円	6 6 4 円	2 5 4 円
従量使用料 1 か月、1 m ³ あたり	1 ~ 1 0 m ³	7 1 円	7 1 円	据置
	1 1 ~ 5 0 m ³	9 4 円	9 4 円	据置
	5 1 ~ 2 0 0 m ³	1 5 5 円	1 5 5 円	据置
	2 0 1 ~ 5 0 0 m ³	1 8 1 円	1 8 1 円	据置
	5 0 1 m ³ ~	2 1 8 円	2 1 8 円	据置
累進度		3. 0 7	3. 0 7	
使用料単価		1 4 1. 6 6 円	1 5 0 円	5. 9 %
一般家庭用使用料	(1 か月 2 0 m ³)	2, 0 6 0 円	2, 3 1 4 円	1 2. 3 %
全国平均	〃		2, 6 5 9 円	1 5. 2 %

令和10～14年度の料金改定での使用料の構成 プランB

使用料収入
373,267千円
不足額
26,696千円

使用料
対象経費
399,963千円

改定案
399,963千円



料金改定案 プランB

基本使用料 47,663千円を調定件数50,200件で割り戻すと 950円/件となる。



調定は2か月あたりであるため、1か月あたりに換算すると
基本使用料は $950 \div 2 = 475$ 円 となる。

(税抜)	区分	現行単価	改定案	差額
基本使用料 47,663千円	基本水量なし	410円	475円	65円
	1~10m ³	71円	?	?
	11~50m ³	94円	?	?
従量使用料 1か月、1m ³ あたり 352,300千円	51~200m ³	155円	?	?
	201~500m ³	181円	?	?
	501m ³ ~	218円	?	?

従量使用料の具体的な検討（プランB定額増）

令和10年度から14年度までの単価別予定水量と使用料収入見込

（税抜）	区分	現行	水量 (m^3)	割合 (%)	使用料収入 (千円)
従量使用料 1か月、1 m^3 あたり 352,300千円	1～10 m^3	71円	923,079	34.5	65,539
	11～50 m^3	94円	829,433	31.0	77,967
	51～200 m^3	155円	120,402	4.5	18,662
	201～500 m^3	181円	133,780	5.0	24,214
	501 m^3 ～	218円	668,898	25.0	145,820
合計・累進度		3.07	2,675,591		332,201

必要従量使用料	－	現行料金での使用料収入	=	使用料収入不足額
352,300千円	－	332,201千円	=	20,099千円

排水量の割合は1～50 m^3 の65.5%に対して501 m^3 以上では25%を占めるに過ぎないが使用料の割合は501 m^3 以上が44%を占めている構造となっている。

従量使用料のプランB定額増

令和10年度から14年度までの単価別予定水量と使用料収入見込

一律 +8円増

(税抜)	区分	現行	改定後 +8円	現行 使用料収入	改定後 使用料収入
従量使用料 1か月、1m ³ あたり 352,300千円	1~10m ³	71円	79円	65,539	72,923
	11~50m ³	94円	102円	77,967	84,602
	51~200m ³	155円	163円	18,662	19,625
	201~500m ³	181円	189円	24,214	25,284
	501m ³ ~	218円	226円	145,820	151,171
合計・累進度		3.07	2.86	332,201	353,605

現行料金体系
332,201千円

<
<

プランB定額増
353,605千円

プランA基本使用料とプランB定額増の比較

(税抜)	区分	現行	プランA 基本使用料		プランB 定額増+8円	
基本使用料	基本水量なし	410円	664円	254円	475円	65円
従量使用料	1~10	71円	71円	据置	79円	8円
	11~50	94円	94円	据置	102円	8円
	51~200	155円	155円	据置	163円	8円
	201~500	181円	181円	据置	189円	8円
	501~	218円	218円	据置	226円	8円
累進度		3.07	3.07		2.86	
平均使用料 単価		141.66円	150円		150円	
改定率 (単価)			5.9%		5.9%	
改定率 (使用料)			7.15%		7.15%	
一般家庭用 使用料	(1か月20m ³)	2,060円	2,314円	254円	2,285円	225円
一般家庭 平均改定率			12.3%		10.9%	
全国平均	15.2%	2,659円				

プランA基本使用料とプランB定額増のメリット、デメリット

大口町の課題と特徴

- ①人口減少・節水志向に伴う排水量の減少による使用料収入の減少
- ②少数の大口使用者による使用料収入が56%を占めており不安定な経営状態
- ③基本使用料の割合が10.7%と低いため安定的な財源が確保されていない
- ④従量使用料の割合が89.3%と高いため排水量に大きく左右される

	メリット	デメリット
プランA 基本使用料	・人口減少・節水志向に伴う排水量減少の影響が少ない ・排水量に左右されない使用料の確保 ・料金収入が安定する ・大口使用者への依存度が改善	・小口使用者は値上げの影響が大きい
プランB 定額増	・小口使用者は値上げの影響が小さい ・同額増のため従量使用料の部分の単価差が縮まる ・累進度が若干下がる	・基本使用料の割合は改善しない ・大口使用者への依存度は高いまま ・大口使用者の排水量に左右される ・料金収入が不安定

令和 8 年度のスケジュール

令和8年 6月 第1回 経営審議会
下水道使用料の改定について 諮問

9月 第2回 経営審議会

(現行の使用料、他市町の事例整理、財政収支
の見通し、平均使用料単価、料金改定案)

12月 第3回 経営審議会（使用料の設定）

令和9年 2月 第4回 経営審議会
下水道使用料の改定について 答申（案）

次回の経営審議会

時期 令和8年12月頃を予定

議題 使用料の設定